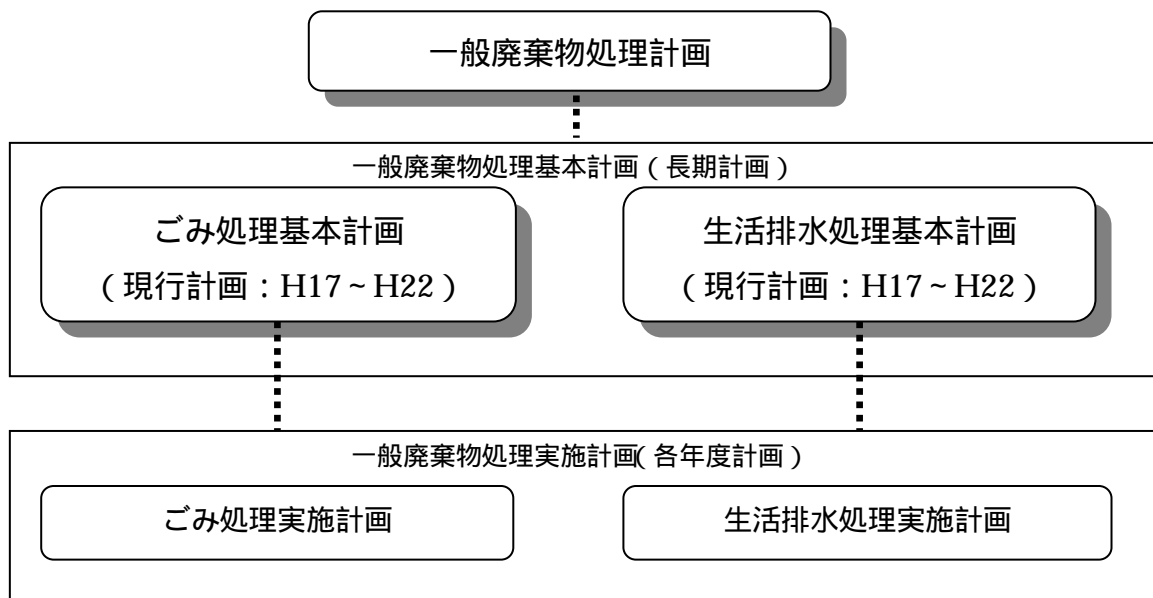


一般廃棄物処理基本計画の策定について

1 一般廃棄物処理計画とは

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第1項の規定に基づき、市町村が一般廃棄物の適正な処理を行うための基本的な計画であり、長期的視点に立った一般廃棄物処理の基本方針となる計画（基本計画）と、基本計画に基づき、年度ごとに一般廃棄物の排出の抑制、減量化・再生利用の推進、収集、運搬、処分等について定める計画（実施計画）から構成されます。また、それぞれ、ごみに関する部分（ごみ処理基本計画（実施計画））と生活排水に関する部分（生活排水処理基本計画（実施計画））とから構成されます。



<参考>

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（抜粋）

（一般廃棄物処理計画）

第六条 市町村は、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関する計画（以下「一般廃棄物処理計画」という。）を定めなければならない。

2 一般廃棄物処理計画には、環境省令で定めるところにより、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関し、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 一般廃棄物の発生量及び処理量の見込み
- 二 一般廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項
- 三 分別して収集するものとした一般廃棄物の種類及び分別の区分
- 四 一般廃棄物の適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項
- 五 一般廃棄物の処理施設の整備に関する事項
- 六 その他一般廃棄物の処理に関し必要な事項

3 市町村は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第四項の基本構想に即して、一般廃棄物処理計画を定めるものとする。

2 現行の一般廃棄物処理基本計画について

長野市ごみ処理基本計画概要 平成 17 年 6 月

1 ごみ処理基本計画とは

「ごみ処理基本計画」とは、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき、長期的かつ総合的視点で、ごみ減量・資源化の推進やごみの適正処理を行うために必要な基本的事項を定めるものです。

現在の長野市ごみ処理基本計画は、平成 16 年 8 月より「長野市ごみ減量・再資源化推進検討委員会（注）」で検討を行い、平成 17 年 6 月に改定を行いました。

長野市ごみ減量・再資源化推進検討委員会・・・長野市廃棄物減量等推進審議会の前身組織

2 計画期間

平成 17 年度から平成 22 年度までの 6 年間

3 基本的な考え方

ごみの減量・資源化を推進するためには、ごみの排出者である市民や事業者の協力が必要です。そこで、市民や事業者と連携して、ごみの発生・排出抑制や資源化を推進することにより、ごみの焼却量・埋め立て量の削減を図り、循環型社会の実現を目指します。

また、焼却・埋め立てしなければならないごみについては、引き続き安全で安定的な処理を行います。

4 数値目標

計画の進捗状況を評価し、より実効性のある計画とするために、計画の最終年度である平成 22 年度を目標年次とし、数値目標を設定しています。

焼却・埋め立て処理するごみを減らし、再び資源として利用する量を増やすことが、循環型社会を実現するための基本です。数値目標は以下の 4 項目です。

なお、平成 21 年 10 月の家庭ごみ処理有料化制度の導入及び清掃センター搬入手数料の改定後の状況等を考慮し、平成 22 年 4 月に数値目標の見直しを行いました。

(1) リサイクル率

単位：%

H15 実績	H22 目標値	H22 改正目標値	H21 実績
21.0	27.0	28.9	25.2

(2) 市民一人あたりの家庭から排出される可燃ごみ量

単位：kg/年

H15 実績	H22 目標値	H22 改正目標値	H21 実績
179	160	134	155

(3) 事業所から排出される可燃ごみ量

単位：トン/年

H15 実績	H22 目標値	H22 改正目標値	H21 実績
50,400	42,000	37,618	40,099

(4) 埋め立て量

単位：トン/年

H15 実績	H22 目標値	H22 改正目標値	H21 実績
20,155	17,000	13,558	15,406

上記(1) ~ (4) の H21 実績は、平成 22 年 1 月 1 日に合併した旧信州新町及び旧中条村における合併前 (H21.4 ~ 12 月) のごみ量を含めて算出した数値

5 施策の体系

家庭ごみの減量・資源化

- (1)啓発活動の推進
わかりやすい啓発活動の推進 環境美化指導員等の研修会の実施 家庭用ごみ減量マニュアルの作成
- (2)環境学習の推進
小中学校等の環境学習の推進 地域や学校等との連携強化 長野市清掃センター見学機会の拡大 地域等への出前講座の実施 リフレッシュプラザの利用拡大
- (3)分別の徹底
分別指導の徹底 区長会・環境美化連合会等との連携強化
- (4)家庭での生ごみの減量・資源化
生ごみの自家処理の推進 生ごみ減量アドバイザー等の育成 生ごみ等の循環システムづくりの検討
- (5)家庭での紙類の減量・再資源化
「その他古紙」収集方法の検討
- (6)集団資源回収の推進
集団資源回収実施団体の支援 古紙以外の品目の回収促進 報奨金制度の見直し 集団資源回収活動の環境学習等への活用
- (7)家庭ごみ処理の有料化
家庭ごみ処理の有料化の導入 ごみ指定袋等の広告媒体としての活用の検討
- (8)消費者としての取り組み
マイバッグ持参の推進 再使用・長期使用の推進
- (9)販売事業者等の協力による減量・資源化の推進
容器包装等の店頭回収の拡大 簡易包装の推進

事業ごみの減量・資源化

- (1)分別の徹底と再資源化の推進
減量計画書による計画的取り組みの促進 多量排出事業所への立ち入り指導の実施 自己処理責任による処理の徹底 搬入時の分別指導の強化 事業所用ごみ減量マニュアルの作成 事業者からの相談対応の充実・情報提供 優良事業者の顕彰制度導入の検討
- (2)事業所での生ごみの減量・資源化
事業所から排出される生ごみの資源化の促進
- (3)事業所での紙類の減量・資源化
紙類の可燃ごみへの混入防止策の検討 機密文書再資源化への誘導
- (4)地域単位・業種単位による新たな再資源化システム構築
オフィス町内会等再資源化システム構築への誘導
- (5)ながのエコ・サークル認定制度の推進
ながのエコ・サークルの普及促進 ながのエコ・サークル認定制度の見直し
- (6)ごみ処理搬入手数料の見直し
ごみ処理搬入手数料の見直し
- (7)処理業者による資源化の推進・適正処理
搬入検査体制の強化 収集運搬業者の研修会の実施 新たな資源化ルートの構築
- (8)市有施設等における資源化の推進
市有施設における分別の徹底及び再資源化の推進 学校給食等の生ごみの資源化 市有施設における再生品の利用促進 市内官公庁における分別の徹底および再資源化

適正処理の推進

- (1)収集運搬について
収集方法等の変更の検討 高齢者等に対する収集体制の検討 低公害な車両の導入
- (2)資源物収集の検討
サンデーリサイクル拠点増加の検討 剪定枝等の資源化の検討
- (3)ごみ処理施設について
安全で安定的な処理の継続実施 環境調査の実施 ごみ処理施設周辺環境整備
- (4)ごみ処理の効率化
ごみ処理の効率化
- (5)ごみ集積所について
環境美化に配慮したごみ集積所設置の支援
- (6)不法投棄対策
監視体制の充実 不法投棄されにくい環境づくりの推進
- (7)処理困難物について
処理困難物受け入れ体制の整備 処理困難物自主回収の要請
- (8)災害ごみについて
災害ごみ処理実施計画の策定 周辺自治体との協定の締結

市民参画による施策の検討・実施

- (1)市民参画による施策の検討・実施
市民モニター制度の実施 ながの環境パートナーシップ会議との連携強化

6 計画実現のために

「ごみ処理基本計画」に基づき、各施策の実施スケジュール等を示した「ごみ処理実施計画」を年度ごとに作成し、施策の実施状況等の成果を長野市廃棄物減量等推進審議会へ報告・検証し、次期実施計画に反映させます。

なお、数値目標に、集団資源回収量、生ごみの家庭系可燃ごみに占める割合、紙類の家庭系可燃ごみへの混入率、ながのエコ・サークル認定件数、不法投棄発見件数を合わせた9項目を成果指標として、計画の成果を検証します。

長野市生活排水処理基本計画概要 平成 17 年 10 月

1 生活排水処理基本計画とは

「生活排水処理基本計画」とは、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき、長期的かつ総合的視点で、生活排水にかかる水洗化の推進や生活排水等の適正処理を行うために必要な基本的事項を定めるものです。

現在の長野市生活排水処理基本計画は、平成 17 年 10 月に改定を行いました。

2 計画期間

平成 17 年度から平成 22 年度までの 6 年間

3 基本的な考え方

(1) 基本方針

生活排水を適正に処理するため、市民に対し生活排水対策の必要性等について啓発を行うとともに、生活排水の水質の改善を図り、快適な生活環境の実現を目指し、全戸水洗化を進めるものとします。

公共下水道、農業集落排水事業、合併処理浄化槽等の整備促進に併せ、くみ取り家屋、単独処理浄化槽設置家屋については、暫定的な生活雑排水対策として、簡易浄化槽（沈殿槽）の各戸設置を促進します。

(2) 生活排水の処理計画

すべての生活排水を施設で処理することを目標とします。

(3) し尿・汚泥の処理計画

し尿・汚泥の収集運搬業務については、合理化事業計画を策定・実施し、適正な業務の確保に努めます。

4 数値目標

基本方針として掲げた目標の達成に向けて、計画の最終年度である平成 22 年度を目標年次とし、生活排水処理及びし尿・汚泥処理にかかる数値目標を設定しています。

(1) 生活排水処理率 (水洗化・生活排水処理人口 / 計画処理区域内人口)

74.2% (H16 実績) 81.3% (H22 目標値)

(内訳)

項目	H16 実績	H22 目標値	H21 見込み
計画処理区域内人口	382,036 人	399,181 人	387,815 人
水洗化・生活雑排水処理人口	283,456 人	324,726 人	345,804 人
(1) 公共下水道	244,735 人	296,049 人	314,110 人
(2) 戸隠・鬼無里特定環境保全公共下水	2,526 人	2,810 人	12,960 人
(3) 農業集落排水施設	6,486 人	7,380 人	8,690 人
(4) 合併処理浄化槽	29,709 人	18,487 人	10,044 人
補助設置	2,349 人	5,629 人	5,582 人
個人設置	27,360 人	12,858 人	4,462 人
単独処理浄化槽人口	4,009 人	2,100 人	2,242 人
非水洗化人口	94,571 人	72,355 人	39,769 人
計画処理区域外人口	0 人	0 人	0 人
生活排水処理率 (/)	74.2%	81.3%	89.2%

(2) し尿・汚泥処理量

356.6kℓ / 日 (H16 実績) 216.7 kℓ / 日 (H22 目標値)

(内訳)

単位 : kℓ

項目	H16 実績	H22 目標値	H21 見込み
くみ取りし尿	305.7	162.5	159.3
単独処理浄化槽汚泥	5.4	4.1	6.5
合併処理浄化槽汚泥	40.4	36.3	29.0
農業集落排水施設汚泥	5.1	13.8	6.4
合計	356.6	216.7	201.2

3 次期一般廃棄物処理基本計画の策定について（案）

（1）計画策定（改定）の背景

現行基本計画では、循環型社会の構築を目指し、目標年次である平成 22 年度に向けて、ごみの減量や資源化の推進のための具体的施策を展開してきました。

平成 21 年 10 月には、家庭ごみ処理有料化制度の導入及び清掃センター搬入手数料の改定を行ったほか、従来可燃ごみとして焼却処理されていた剪定枝葉について資源物として分別収集を開始するなど、循環型社会の構築に向けて一層のごみの減量及びリサイクルの推進を図ってきました。

また、生活排水処理基本計画では、すべての生活排水を施設で処理すること及びし尿・汚泥収集運搬業務の適正な業務の確保を目標とし、目標年次である平成 22 年度に向けて、水洗化の推進や生活排水等の適正処理を行うための基本的施策を展開してきました。

現行計画期間の満了に当たり、これまでの具体的施策の推進状況や効果を検証するとともに、国（環境省）における第二次循環型社会形成推進基本計画の策定（平成 20 年 3 月）ごみ処理基本計画策定指針の改定（平成 20 年 6 月）及び地球温暖化対策基本法案の制定動向等、近年の一般廃棄物を取り巻く社会的状況の変化を踏まえ、今回、新たな一般廃棄物処理基本計画を策定するものです。

（2）計画の内容

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 6 条第 2 項に規定された「一般廃棄物の発生量及び処理量の見込み」、「一般廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項」などの法定事項のほか、ごみ処理基本計画策定指針（平成 20 年 6 月 環境省廃棄物対策課長通知）に基づき必要事項を定めます。

また、「第四次長野市総合計画」、「長野市環境基本計画」などの本市上位計画のほか、「長野市地球温暖化対策地域推進計画」、「長野市バイオマスタウン構想」、「長野広域連合ごみ処理広域化基本計画」などの環境関係諸計画とも整合を図って策定します。

（3）計画期間

「第四次長野市総合計画後期基本計画」及び「第二次長野市環境基本計画」の計画期間と整合を図り、平成 23 年度から平成 28 年度までの 6 年間とします。

(4) 計画策定体制・スケジュール (資料 2、資料 3 - 1)

・ H22.5.21 (本日)	第 1 回審議会	<u>諮問</u> 、 <u>専門部会設置</u>
・ 6 月上旬	<u>第 1 回専門部会</u>	位置付け、基本的考え方、計画期間、進行管理
・ 7 月上旬	(第 2 回専門部会)	(し尿処理手数料改定案)
・ 7 月下旬	<u>第 3 回専門部会</u>	現状と課題、将来予測、具体的施策
・ 8 月中旬	第 2 回審議会	審議経過報告 (中間報告)
・ 9 月中旬	<u>第 4 回専門部会</u>	目標値検討、具体的施策、生活排水計画
・ 10 月中旬	<u>第 5 回専門部会</u>	目標値設定、基本計画素案決定
・ 11 月中旬	第 3 回審議会	基本計画素案報告
・ H23.1 月 (1 ヶ月間)		素案に対する市民意見の募集 (パブコメ)
・ 2 月下旬	第 4 回審議会	パブコメ報告、修正案審議 <u>答申</u>
・ 4 月 1 日 ~		基本計画施行